

給水装置工事に伴う口径別分担金・手数料等一覧表

口径 (mm)	蛇口栓数 (Φ13mm換算)	分担金 (消費税10%加算後)	手 数 料				税抜分担金
			設計審査手数料		工事検査手数料		
			新設	改造・撤去	新設	改造・撤去	
13	～ 6個	¥160,160	¥2,500	¥300	¥1,100	¥450	¥145,600
20	～ 10個	¥160,160	¥3,500	¥350			¥145,600
25	～ 15個	¥267,080	¥4,500	¥400			¥242,800
40	～ 35個	¥854,260	¥9,000	¥500			¥776,600
50	～ 60個	¥1,388,420	¥18,000	¥600			¥1,262,200
75		¥3,737,800	¥45,500	¥1,200			¥3,398,000
100		¥7,475,820	¥90,000	¥1,500			¥6,796,200
150		¥20,291,260	¥90,000	¥1,500			¥18,446,600

※共同住宅等の分担金は各住戸への分岐口径の住戸数分が必要となりますのでご注意ください。

※給水装置工事に関する手数料は口径変更等工事申し込み方法により異なりますので枚方市上下水道局へお問い合わせください。

※水道のご使用にあたりましては、枚方市水道事業給水条例が契約の内容(定型約款)となりますのであらかじめご了承ください。給水条例は枚方市上下水道局ホームページに掲載していますのでご確認をお願いいたします。